



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

781	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)..... 1
782	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 4
783	生活保護法による施術機関の指定	(福祉保健総務課)..... 4
784	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 4
785	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(")..... 5
786	肥料取締法による肥料の登録	(果樹園芸課)..... 5
787	保安林の指定	(森林整備課)..... 5
788	〃	(")..... 6
789	〃	(")..... 6
790	〃	(")..... 7
791	〃	(")..... 7
792	〃	(")..... 8
793	〃	(")..... 8
794	〃	(")..... 9
795	保安林予定森林	(")..... 9
796	道路の区域変更	(道路保全課)..... 9
797	道路の供用開始	(")..... 10
798	道路の区域変更	(")..... 10
799	道路の供用開始	(")..... 11
800	道路の区域変更	(")..... 11
801	道路の区域変更	(")..... 11
802	道路の供用開始	(")..... 12
803	道路の区域変更	(")..... 12
804	道路の供用開始	(")..... 12
805	道路の区域変更	(")..... 12
806	道路の供用開始	(")..... 13

告 示

和歌山県告示第781号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所 大阪府東大阪市小若江三丁目4番1号

名称 学校法人近畿大学

氏名 理事長 世耕弘昭

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地 和歌山県紀の川市西三谷930

名称 近畿大学生物理工学部

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成22年7月27日から平成22年8月17日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市役所

別表1

種	類	71の2(イ)	
基	数	計49基	
能	力	93L, 68L, 103L, 600L, 220L, 460L, 170L, 140L, 80L, 380L, 120L, 70L, 72L, 55L, 52L, 100L, 25L	
工事着手予定年月日		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		着工後3か月	
使用開始予定年月日		完成の日	
使用時間間隔		5分/回を1回/日	
1日当たりの使用時間		5分/日	
使用の季節的変動		春休み、夏休み、冬休みは使用しない	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値		通常	最大
pH		5.8-8.6	5.8-8.6
BOD(mg/ℓ)		5	5
COD(mg/ℓ)		10	10
SS(mg/ℓ)		5	5
n-Hex(mg/ℓ)		5	5
T-N(mg/ℓ)		2	2
T-P(mg/ℓ)		1	1
当該汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量(m ³ /日)		0.0392	0.0392

別表2

種 類	合併処理浄化槽				合併処理浄化槽				
	581人槽				456人槽				
汚水等の処理方式	接触ばっき三次処理高次処理				接触ばっき三次処理高次処理				
工事着手予定年月日	—				—				
工事完成予定年月日	—				—				
使用開始予定年月日	—				—				
使用時間間隔	0時～24時				0時～24時				
1日当たりの使用時間	24時間				24時間				
使用の季節的変動	なし				なし				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	通 常		最 大		通 常		最 大		
	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	
	pH	5.8-8.6	6.7-7.5	5.8-8.6	6.7-7.5	5.8-8.6	6.7-7.5	5.8-8.6	6.7-7.5
	BOD(mg/l)	192	3.5	192	5	200	3.5	200	5
	COD(mg/l)	100	12	100	13	100	12	100	13
	SS(mg/l)	250	3	250	3	250	3	250	3
	n-Hex(mg/l)	35	3	35	5	35	3	35	5
	T-N(mg/l)	60	54	60	54	60	54	120	54
	T-P(mg/l)	8	7	16	7	8	7	16	7
	大腸菌群数(個/cm ³)	—	3,000	—	3,000	—	3,000	—	3,000
当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量(m ³ /日)	120	120	120	120	100	100	100	100	

別表3

排水口名		排水口1	排水口2～3
排水量(m ³ /日)	通常	220	雨 水 専 用 排 水 口
	最大	220	
pH	通常	6.7～7.5	
	最大	6.7～7.5	
BOD(mg/l)	通常	3.5	
	最大	5	
COD(mg/l)	通常	12	
	最大	13	
SS(mg/l)	通常	3	
	最大	3	
n-Hex(mg/l)	通常	3	
	最大	5	
T-N(mg/l)	通常	54	
	最大	54	
T-P(mg/l)	通常	7	
	最大	7	
大腸菌(個/ml)	通常	3,000以下	
	最大	3,000以下	

和歌山県告示第782号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成22年9月13日まで縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成22年7月9日

2 名称

特定非営利活動法人神富田衆

3 代表者の氏名

西原玉久

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1545番地の17

5 定款に記載された目的

この法人は障害者・高齢者や就労支援困難者に対して第一次産業（農林畜産水産業）に携われる就労訓練並びに経済的自立の支援を行い、地域の第一次産業の再生化・活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第783号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西柔 18-22	浅利英也	この鍼灸整骨院	西牟婁郡白浜町919-1	平成 22.5.1

和歌山県告示第784号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット神前店
和歌山市神前字千本508番2 外6筆

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 縦覧期間 平成22年7月27日から同年8月27日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第785号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 松源岩出店
 和歌山県岩出市大町字大町後58番地の2
- 2 意見の概要
- (1) 周辺住民の生活環境全般に悪影響のないよう努め、万一地域住民から苦情等が発生した場合には、当該事業所において誠意をもってその解決にあたること。
 - (2) 出入口付近の安全性と円滑化に努めること。
 - (3) 歩行者や自転車等の交通安全対策に努めること。
 - (4) 昼夜を問わず青少年や浮浪者等の蝟集場所とならないよう策を講ずること。
 - (5) 駐車車両が車上狙い等の被害に遭わないよう策を講ずること。

- 3 意見の縦覧場所
- 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
 - 岩出市事業部農林経済課（岩出市西野209番地）
 - 和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209番地）

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
 縦覧期間 平成22年7月27日から同年8月27日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第786号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第785号	混合有機質肥料	混合有機質肥料3.5-3-1号	窒素全量3.5 りん酸全量3.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成25.6.17

和歌山県告示第787号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字花坂字小西谷163の11、163の21、163の50、163の51、1

63の54

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第788号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町円明寺字平野29の1、32の1、33の1、66、66の1、73の1、76、84の1、88、89、90の1、90の2、92、92の2、92の3、93の1、93の3、93の4、100、545の1から545の3まで、545の5から545の7まで、545の9、545の12、545の14、字居垣内147の1、150の1、152の1、154の2、154の3、155の2、159、北野字上岡86の4、89の1、90の1、94、字北山531、535の2、536、536の2、537から539まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

円明寺字居垣内147の1・152の1・154の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、154の3、159

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第789号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町円明寺字向原314の1、536の1、540の1、540の3、541、54

1の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字向原314の1・536の1・540の1・540の3・541・541の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第790号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字平川字彦大1102

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字彦大1102（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第791号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村東字折川1787の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第792号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町静川字朴ノ木1054・1066・1069（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1057、1059、1060、1063から1065まで、1067、1068

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字朴ノ木1054（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第793号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町大瀬字長碓266から268まで、268の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並

びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第794号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町篠尾字大平多山1060の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平多山1060の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第795号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字清水字横畑1670、字丸山2051、2053、2054
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横畑1670、字丸山2053・2054（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第796号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山貝塚線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
岩出市山字池ノ前地内	旧	8.80) 18.00	94.70	
同上	新	8.80) 18.00	100.00	

和歌山県告示第797号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 和歌山貝塚線
 供用開始の区間 岩出市山字池ノ前地内
 供用開始の期日 平成21年7月27日

和歌山県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字志賀字長堤464番1地先から同町大字志賀字長堤469番1地先まで	旧	10.10) 13.80	104.10	
同上	新	10.10) 14.16	118.76	

和歌山県告示第799号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字長堤464番1地先から同町大字志賀字長堤469番1地先まで

供用開始の期日 平成22年7月27日

和歌山県告示第800号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字庄字625番1地先から同町大字徳田1番14地先まで	旧	4.13 } 12.60	946.00	

和歌山県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字初湯川字栗309番1地先から同町大字初湯川字栗1842番1地先まで	旧	9.30 } 17.60	142.00	
同上	新	15.80 } 24.60	142.00	

和歌山県告示第802号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字初湯川字栗309番1地先から同町大字初湯川字栗1842番1地先まで

供用開始の期日 平成22年7月27日

和歌山県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字熊野川字堂乃前224番3地先から同町大字熊野川字芋野358番3地先まで	旧	7.50 } 17.50	880.00	
日高郡日高川町大字熊野川字堂乃前224番3地先から同町大字熊野川字芋野758番地先まで	新	10.10 } 25.70	880.00	

和歌山県告示第804号

次のように道路の供用を開始・廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 424号

供用開始の区間 日高郡日高川町大字熊野川字堂乃前224番3地先から同町大字熊野川字芋野758番地先まで

供用開始の期日 平成22年7月27日

和歌山県告示第805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 堺かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字短野字下平49番地先から同町大字短野字下平35番地先まで	旧	5.49 ） 9.66	119.00	
同上	新	8.94 ） 9.66	119.00	

和歌山県告示第806号

次のように道路の供用を開始・廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年7月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 堺かつらぎ線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字短野字下平49番地先から同町大字短野字下平35番地先まで

供用開始の期日 平成22年7月27日